

地域ふれあい交流会助成事業実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等の各分野において、それまで培った豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体や個人の協力のもと、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し、様々な機会を活用し、地域の社会資源を利用することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的に助成事業を行う。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人南部町社会福祉協議会とする。

（助成対象）

第3条 この事業による助成対象は南部町内で活動する次の各号に掲げる諸団体で、原則10人以上の交流会とする。

- (1) 町内会又はその町内会にある団体およびサークルで町内会長の承諾を得た団体等
- (2) その他会長の認めた団体および交流会

※（注）次に掲げる団体は助成対象外とする。

- 政治的、宗教的な活動を目的とした団体
- 営利を目的とした団体
- 特定の趣味活動やサークル活動に偏っている団体
- 国または地方自治体、民間機関・団体から補助金、助成金の交付を運営費として継続的に受けている団体（介護予防教室との同日開催も含む）

（対象事業）

第4条 この事業による助成事業は、次の各号に掲げるものとし、同一事業に対して国または地方自治体、民間機関・団体からの助成と重複しないものとする。

- (1) 地域における仲間づくり、生きがいづくりを目的とした交流会
- (2) 地域住民を対象とした講話、研修事業

(助成金額)

第5条 この事業による助成額は1町内会につき1回5,000円とし、当該年度につき3回までを限度とする。

2 前項は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会の当該年度予算の範囲内とする。

(対象経費)

第6条 事業実施にあたっては、原則として参加費等の自己負担によるものとし、不足分として当助成金を活用するものであり、次の各号に掲げる経費に対して助成を行うものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 講師等への謝礼金、旅費・交通費
- (3) 印刷費
- (4) 通信運搬費
- (5) 消耗品・材料費
- (6) 食糧費
- (7) ボランティア行事用保険料
- (8) その他(1)から(7)以外で事業実施に必要な経費

(利用申請)

第7条 この事業の助成を受けようとする町内会は、地域ふれあい交流会助成事業申請書(様式1)および請求書(様式2)を事業実施前に、社会福祉法人南部町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。申請者は原則町内会長とするが、民生委員であっても町内会長の承諾を得た場合には、申請者として差し支えないものとする。

複数の町内会で合同で実施する場合、それぞれの申請書を必要とする。

(助成決定)

第8条 助成の決定は、申請された書類をもって会長が審査および助成の可否を決定し、利用申請受理から7日以内に申請団体の代表者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 この事業の助成決定通知のあった団体が、助成金の交付を受ける際には、地域ふれあい交流会助成事業領収証(様式3)を会長に提出するものとする。

(助成の報告)

第10条 この事業の助成を受けた団体は、事業実施後、14日以内に地域ふれあい交流会助成事業報告書(様式4)に領収証等の必要書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 助成金の交付を受けた団体のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部または全部を会長に返還しなければならない。

- (1) 申請書の記載内容について不正の事実があったとき。
- (2) 事業を実施せず、または実施する意思が認められないとき。
- (3) 助成事業以外の目的で助成金を使用したとき。
- (4) 事業完了後、余剰金が生じたとき。

(事業実施上の留意点)

第 12 条 事業の実施にあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 本事業は地域内にある各種団体の協力のもと、地域住民が中心となり、かつ主体的に活動できるような事業となるよう配慮すること。
- (2) 地域の集会所、公民館さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。
- (3) 事業を実施するにあたっては、本会との連絡調整を密に行うと共に、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

附則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。